

美術家・彦坂尚嘉氏への名誉毀損および信用毀損の通告について

株式会社ゲンロン（代表：上田洋子）は 2021 年 6 月 29 日付で、美術家・彦坂尚嘉氏に、同氏が SNS 上で弊社の信用および弊社取締役・東浩紀の名誉を毀損していることを通知し、撤回および公開での謝罪を求める通告を内容証明郵便で送付いたしました。

弊社は、すでに 2021 年 5 月 11 日のプレスリリースでお知らせしているとおり、合同会社カオスラ（代表：藤城滉高）に対して、弊社が同社と共同で運営した事業「新芸術校」について、同社の契約違反によって生じた損害の賠償を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しております。

彦坂氏は同裁判をめぐり、係争の起点となった合同会社カオスラ内のハラスメント事件について、事実確認を行うことなく、2021 年 5 月 11 日、Facebook および Twitter 上で「黒瀬陽平の女癖の悪さは知れ渡っていたことで、そうすると黒瀬の任命責任とか、管理責任は、東浩紀にあったのだ。」との文章を流布、また 5 月 21 日には「東浩紀さんは、前に高く評価していた梅ラボに嫉妬して、新芸術校は芸術家をつぶす制度になったのではないかというのが、狂った、私の被害妄想です。」との文章を流布しました。

弊社は合同会社カオスラ内のハラスメント事件に全く関与しておりません。むしろ合同会社カオスラの契約違反によって大きな損害を被った被害者であり、問題発覚後も新芸術校の存続のため膨大な経費と実務の負担を余儀なくされています。また新芸術校は東浩紀個人の運営する事業ではありません。

彦坂氏の文章は、そのような事実を一切無視し、一般の閲覧者に対し、弊社と東浩紀にハラスメント事件発生について責任があり、また東が弊社を操作して合同会社カオスラに不当な要求をしているかのように誤認させるたいへん悪質なものです。これらの投稿は、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 21 号の規定による信用毀損、および民法第 709 条の規定による名誉毀損にあたる不法行為です。

弊社は 5 月 11 日以降、東を通して再三文章の撤回を申し入れましたが、聞き入れられることはなく、本書き込みは現在でも閲覧が可能な状態にあります。そこで、上記裁判の代理人弁護士と相談のうえ、ここにやむなく通告を送付し公開することにした次第です。

彦坂氏は著名な美術家であり、社会的な影響力は無視できません。同氏の誠実な対応を望みます。

2021 年 6 月 30 日

株式会社ゲンロン
代表取締役 上田洋子